

保険料の算定イメージ(均等割額:48、440円 所得割率8.80%)

	世帯構成	区分	軽減賦課		年額	均等割	所得割	合計額
					月額			
例1	単身 77歳	公的年金収入79万円	7割軽減		年額	14532	0	14532
					月額	1211	0	1211
例2	単身 77歳	公的年金収入168万円	7割軽減		年額	14532	13200	27732
					月額	1211	1100	2311
例3	単身 77歳	公的年金収入193万円	2割軽減		年額	38752	35200	73952
					月額	3229	2933	6162
例4	単身 77歳	公的年金収入203万円	2割軽減		年額	38752	44000	82752
					月額	3229	3666	6895
例5	夫80歳(世帯主) 妻78歳	夫:公的年金収入167万円 妻:公的年金収入100万円	7割軽減	夫分	年額	14532	12320	26852
				妻分	月額	1211	1026	2237
例6	夫80歳(世帯主) 妻78歳	夫:公的年金収入192万円 妻:公的年金収入80万円	5割軽減	夫分	年額	24220	34320	58540
				妻分	月額	2018	2860	4878
例7	夫80歳(世帯主) 妻78歳	夫:公的年金収入167万円+不動産所得20万円 妻:公的年金収入100万円	5割軽減	夫分	年額	24220	29920	54140
				妻分	月額	2018	2493	4511
例8	夫80歳(世帯主) 妻78歳	夫:公的年金収入167万円+不動産所得60万円 妻:公的年金収入100万円	2割軽減	夫分	年額	38752	65120	103872
				妻分	月額	3229	5426	8655
例9	夫80歳 妻78歳 子50歳(世帯主) 子の妻45歳	夫:公的年金収入167万円 妻:公的年金収入100万円 子:営業所得100万円 子の妻:所得なし		夫分	年額	48440	12320	60760
				妻分	月額	4036	1026	5062
例10	夫80歳 妻78歳 子50歳(世帯主) 子の妻45歳	夫:公的年金収入167万円 妻:公的年金収入100万円 子(主):所得なし 子の妻:不動産所得100万円	7割軽減	夫分	年額	14532	12320	26852
				妻分	月額	1211	1026	2237
例11	本人 80歳(世帯主) 子50歳、孫25歳	本人:公的年金収入79万円 子:給与収入800万円 孫:給与収入300万円	7割軽減		年額	14532	0	14532
					月額	1211	0	1211
例12	本人 80歳 子50歳(世帯主)	本人:公的年金収入79万円 子:営業所得390万円			年額	48440	0	48440
					月額	4036	0	4036

例13	本人 80歳 子65歳(世帯主)	本人: 公的年金収入79万円 子: 公的年金収入390万円			年額	48440	0	48440
					月額	4036	0	4036
例14	夫80歳(世帯主) 妻78歳	夫: 公的年金収入250万円 妻: 公的年金収入200万円		夫分	年額	48440	85360	133800
					月額	4036	7113	11149
				妻分	年額	48440	41360	89800
					月額	4036	3446	7482

(参考) 公的年金等控除額の上乗せ措置の縮小

※年金所得は、年金収入×割合－控除額で計算します。

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額	所得額
(公的年金等の収入金額の合計額が120万円までの場合は、所得金額が0円になります。)				
年齢65歳以上(昭和16年1月1日以前に生まれた人)	120万円を超え330万円未満	×100%	－120万円	=所得額
	330万円以上410万円未満	×75%	－37万5千円	=所得額
	410万円以上770万円未満	×85%	－78万5千円	=所得額
	770万円以上	×95%	－155万5千円	=所得額

◎軽減判定所得の計算の仕方(年金収入のみ)

$$\text{軽減判定所得} = \text{公的年金収入} - \text{公的年金控除} - \text{特別控除(15万円)}$$